

# 鹿屋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 9 月 21 日 策定  
令和 3 年 9 月 22 日 改定  
令和 6 年 月 日 改定  
鹿屋市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

鹿屋市の農業は、温暖な気候と豊かな自然、広大な農地を活かしながら基幹産業として、また、国内有数の食料供給基地として発展しており、国内上位の産出額を誇る畜産をはじめ、多種多様な農業経営が行われている。

鹿屋市では、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、農業生産活動の基礎となる優良農地の確保等に向けた対策の強化を図ることが求められている。

本市の広大な農地が広がる平野部においては、生産基盤の畑地かんがい施設も整備がされ、肝属中部畑地かんがいも着々と整備が進み、畜産をはじめ、水稻・さつまいも・野菜・飼料作物など土地利用型の各種農業が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づく計画)に基づいて農地中間管理機構を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

一方、中山間地域においては、水稻と畜産や野菜等を組み合わせた複合型の農業が主流であるが、狭少で水利環境も整備されていない農地も多く、農家の高齢化が進み、有害鳥獣の被害や担い手不足等の理由から遊休農地が増加しつつある。

以上のような観点から、地域の特徴、強みを活かしながら、活力ある農業の構築のために農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)と二人三脚で連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、鹿屋市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第 5 条第 1 項に規定する鹿児島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第 6 条第 1 項に規定する鹿屋市の農業経営基盤の強化に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員と推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	9,527ha	317.0ha	3.33%
3年後の目標 (令和9年3月)	9,464ha	284.0ha	3.00%
目 標 (令和13年3月)	9,150ha	0ha	0%

注:「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

注:「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は「ゼロ」を目標としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地の利用状況調査と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査の実施時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。農地パトロールと利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

また、担い手農家等への農地の集積・集約化に向け簡易な遊休農地解消対策事業の利用を推進する。

##### ②農地中間管理機構(以下、「機構」という。)との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた機構への貸付を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

##### ③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2.担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	9,527ha	4,060ha	42.60%
3年後の目標 (令和9年3月)	9,464ha	5,678ha	60.00%
目 標 (令和13年3月)	9,150ha	8,235ha	90.00%

注：現状の「集積面積」は、毎年4月に国へ報告する担い手の農地利用集積状況調査における利用集積面積

注：「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積

注：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、市の基本構想アクションプログラムでは、農地利用集積率は90%を目標としている。

### (2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、機構、農協等と連携し、(ア)機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の受け手が少ない又は受け手がいない地域においては、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなどの地域に応じた取り組みを推進する。

#### ④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者件数 (新規参入者取得面積)
現状 (令和6年3月)	15件 (19.15ha)
3年後目標 (令和9年3月)	のべ45件 (57.60ha)
目標 (令和13年3月)	のべ85件 (108.80ha)

注:現状については、令和5年度の新規参入件数(取得面積)

#### (2) 新規参入の促進に向けた推進方法について

##### ① 関係機関との連携

鹿児島県、機構、市、農協等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあつせんを推進する。

##### ② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、機構を活用して積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入(法人を含む)の地域受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。